

第 6 5 号議案参考資料

議 案 名

桶川市職員の育児休業等に関する条例及び桶川市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、仕事と生活の両立支援の拡充を図るための所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

2 改正の内容

(1) 桶川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正

(改正条例第 1 条関係)

ア 引用部分の整理を行う。(第 1 条関係)

イ 部分休業をすることができない職員について、勤務時間の要件を廃止するとともに、字句の整理を行う。(第 2 1 条関係)

ウ 部分休業について、次の(ア)及び(イ)の改正を行うとともに、いずれかの部分休業を選択して申し出ることができるようにする。

(ア) 1 日につき 2 時間を超えない範囲内で承認できる現行の部分休業を第 1 号部分休業とするとともに、正規の勤務時間の始め又は終わりに限るとする取扱いを廃止する。(第 2 2 条関係)

(イ) 1 年につき条例で定める範囲内で承認できる新たな部分休業を第 2 号部分休業とし、取得単位を原則として 1 時間とする。

(第 2 2 条の 2 関係)

エ 部分休業の請求期間は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までの

1 年間とする。 (第 22 条の 3 関係)

オ 第 2 号部分休業の取得時間の上限は、1 年につき 10 日相当を超えない範囲とする。 (第 22 条の 4 関係)

カ 既に申し出た部分休業の内容を変更できる特別の事情を定める。 (第 22 条の 5 関係)

キ 引用部分の整理等を行う。 (第 23 条及び第 26 条関係)

(2) 桶川市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正

(改正条例第 2 条関係)

ア 引用部分の整理を行う。 (第 15 条関係)

イ 妊娠、出産等についての申出をした職員に対して仕事と生活の両立に資する支援を行うため、意向確認等の措置を講じることを規定する。 (第 17 条の 2 関係)

ウ イの改正に伴い、条の繰下げ及び字句の整理を行う。 (第 17 条の 3 関係)

エ イの改正に伴い、条の繰下げを行う。 (第 17 条の 4 関係)

3 施行期日

令和 7 年 10 月 1 日